

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	行政財産目的外使用許可の取消	
根拠条例等・条項	地方自治法第238条の4第9項	
所 管 課	道路部 道路計画課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<input checked="" type="radio"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 地方自治法第238条の4第9項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例及び行政財産の使用許可に関する取扱要領を基準する。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input checked="" type="radio"/> 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	